

新旧対象表：おきぎんSmart利用規定

青字：追記/修正箇所 赤字：改定箇所

改定後	改定前
第1条 用語の定義 (省略) 24. 「おきぎん Smart デビット」とは、デビットカードの申込みから発行・管理までが、本アプリ上で完結するカードレス型のデビットサービスをいいます。 (省略) 第4条 本サービスの内容 (省略) (36) 当行が利用者の指図(操作)に基づき、本アプリを通じておきぎん Smart デビットの申込み、発行、カード情報の確認に関する手続きを行うこと。 (省略) 第6条 利用登録 (省略) 3. 当行は、利用登録の審査により、利用希望者が下記の事項の何れか一つにでも該当することが判明した場合、当該利用登録を承認しないことができるものとします。但し、下記事項に該当しない場合においても、当行は利用登録に対する承認を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。 (省略) (2) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、おきぎん Smart 利用契約成立後において第 28 条に基づく利用登録抹消等のサービス利	第1条 用語の定義 (省略) 左記文言追加 左記文言追加 第6条 利用登録 (省略) 3. 当行は、利用登録の審査により、利用希望者が下記の事項の何れか一つにでも該当することが判明した場合、当該利用登録を承認しないことができるものとします。但し、下記事項に該当しない場合においても、当行は利用登録に対する承認を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。 (省略) (2) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、おきぎん Smart 利用契約成立後において第 27 条に基づく利用登録抹消等のサービス利用停止措置を受けた又は受けている場合

改定後	改定前
用停止措置を受けた又は受けている場合 (省略) 第12条 「おきぎん Smart デビット」お取引に関する事項 1. 申込 (1) 本アプリにおけるおきぎん Smart デビットの申込み対象者（以下、申込者といいます）は、原則として以下のいずれにも該当する方とします。 ① 本アプリに普通預金口座を登録済み（美ら島支店を除く）で15歳以上（中学生を除く）の方 ② おきぎん Smart デビットに登録する普通預金口座（美ら島支店を除く）において、キャッシュカードを発行済みの方 ③ 当行が発行した JCB ブランドのデビットカードを保有していない方 ④ 店頭窓口等でおきぎん Smart デビット含む JCB デビットカードの申込みをされていない方 ⑤ 申込画面で表示されるおきぎん JCB 会員規約、おきぎん Smart デビット特約等に同意する方 ※ 登録する普通預金口座にキャッシュカード・通帳紛失等のお取引を制限する情報の登録がある時など取扱いができない場合があります。 ※ 美ら島支店の普通預金口座はおきぎん Smart デビットへの登録対象外です。 (2) 本アプリにおいて申込み可能なデビットは以下のとおりとします。 ・ おきぎん Smart デビット（JCB モバイルデビット・単体型）	(省略) 左記文言追加 以降、順繰り下げ

改定後	改定前
(3) 申込みの取下げ、申込み内容の変更を依頼する場合は、申込者よりおきぎんデビットカードセンターへ連絡するものとします。 (4) 申込者は、当行における審査の結果、デビットの発行ができない場合があることやその理由等の開示を受けることができないことに同意の上、申込みを行うものとします。 2. お取引について 当行が別途定める「おきぎん Smart デビット特約」「おきぎん JCB デビットカード会員規定集（簡易版）」に準じます。 おきぎん Smart デビット特約 https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00062633/debit_tokuyaku.pdf 「おきぎん JCB デビットカード会員規定集（簡易版）」 https://www.okinawa-bank.co.jp/_files/00062640/debit_kitei.pdf （省略） 第 16 条「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」「ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」に準じます。 ※「おきぎん Smart ローン」の申込及び契約中は、第 25 条で定める退会をすることができないものとします。 （省略） 第 21 条「おきぎん Smart 定期」のお取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart 定期」利用規定および定期預金規定に準じます。 ※「おきぎん Smart 定期」を保有している間は、第 25 条で定める	（省略） 第 15 条「おきぎん Smart ローン」お取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」「ローン規定（当座貸越契約）・保証委託約款」に準じます。 ※「おきぎん Smart ローン」の申込及び契約中は、第 24 条で定める退会をすることができないものとします。 （省略） 第 20 条「おきぎん Smart 定期」のお取引に関する事項 当行が別途定める「おきぎん Smart 定期」利用規定および定期預金規定に準じます。 ※「おきぎん Smart 定期」を保有している間は、第 24 条で定める

改定後	改定前
退会をすることができないものとします。 「おきぎんSmart定期」利用規定 (省略) 第 26 条 禁止事項 (省略) 6. 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は他人に著しく不快感を与える行為。以下の行為を含むがこれに限られません。 (省略) (6) 第 27 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者への利益供与その他の協力行為。 (省略) 第 27 条 本サービスの提供停止及び利用登録の抹消等 1. 当行は、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合、当行の裁量により、当該利用者に対する本サービスの提供を停止し、利用登録を抹消することができるものとします。 (1) 本規定上の義務（第 26 条に定める禁止事項を含みます。）に違反した場合 (省略)	退会をすることができないものとします。 「おきぎんSmart定期」利用規定 (省略) 第 25 条 禁止事項 (省略) 7. 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は他人に著しく不快感を与える行為。以下の行為を含むがこれに限られません。 (省略) (6) 第 26 条（反社会的勢力等の排除）に定義する暴力団員等若しくは同条第 1 項各号の者または自ら又は第三者を利用して第 2 項各号の一にでも該当する行為を行う者への利益供与その他の協力行為。 (省略) 第 26 条 本サービスの提供停止及び利用登録の抹消等 2. 当行は、利用者が次の各号の事由の何れかに該当する場合、当行の裁量により、当該利用者に対する本サービスの提供を停止し、利用登録を抹消することができるものとします。 (2) 本規定上の義務（第 25 条に定める禁止事項を含みます。）に違反した場合 (省略)

附則

改定履歴

No.	日付	改廃区分	運用開始日	内容
1~32	省略			
33	2026.10.21	改定	2026.11.4	おきぎん Smart デビット追加